




PwCベトナムニュースブリーフ

ベトナム事前確認制度 (APA) アップデート

2025年7月

A decorative graphic consisting of two overlapping orange parallelogram shapes is positioned at the bottom of the page. The first shape is on the left, and the second shape overlaps it from the right, extending further to the right edge of the page.



ご一読ください

ベトナム税務当局は、ベトナムにおける事前確認制度（APA）のプロセス改善において大きな進展を遂げようとしています。移転価格問題に対しコストセーブと確実性を確保したいと考える納税者に対し、APAという選択肢が有効となるように税務当局はコミットメントを示そうとしています。

ベトナムにおける事前確認制度 (APA)の進展

01

APA (Advanced Pricing Agreement)は、関連者間取引に対し、相互に合意された移転価格 (TP) を設定するために、1つまたは複数の税務当局との間で締結される最大3年間の契約です。このプロセスは、税務管理法38/2019/QH14、政令126/2020/ND-CP、および通達45/2021/TT-BTCによって規制され、2021年に施行されました。これにより、納税者は移転価格算定方法や利益水準について税務当局と合意に達することができます。

02

APAは、移転価格を扱う納税者に明確な利点を提供します。APAは、納税者の移転価格ポリシーと取引が税務当局に受け入れられる可能性を高め、二重課税のリスクを大幅に低減します。さらに、移転価格調査の可能性を最小限に抑え、必要な文書を明確にすることで記録保管に関する要件を効率化し、コンプライアンスコストを低減します。最終的に、APAにより納税者は税負担をより正確に予測できるようになります。

03

2026年半ばに最終決定が見込まれる新祖是管理法において、APAプロセスがより実効性のあるものとなると期待されています。

さらに、2025年7月1日から有効となる新たな政令である政令122/2025/ND-CPIは、財務省と税務当局に多くの状況においてAPAに署名する権限を与えます。これにより、過去よりも早くAPAが成立することができるようになると考えられます。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn